

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で16回目。国家公安委員会・警察庁としては6回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 特集

第4次犯罪被害者等基本計画の策定(2頁～)

(2) 年次報告

第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について、5つの重点課題ごとに紹介。

第1章 損害回復・経済的支援等への取組(18頁～)

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(34頁～)

第3章 刑事手続への関与拡充への取組(63頁～)

第4章 支援等のための体制整備への取組(76頁～)

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(105頁～)

(3) トピックス

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」(44頁)
- 児童相談所における犯罪被害者等支援(54頁)
- 少年年齢・犯罪者処遇の見直しに関する法制審議会の答申について(69頁)
- 地方公共団体における犯罪被害者等支援(77頁)
- 犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況(78頁) 等

(4) 基礎資料

犯罪被害者等基本法、第3次及び第4次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体における取組状況、ワンストップ支援センター一覧、犯罪被害者等に関する相談先一覧等を掲載。

3 今後の予定

令和3年6月8日 閣議決定・国会提出

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	30年度	元年度	2年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	386 (455)	385 (470)	369 (440)	-16 (-30)
遺族給付金 (申請件数)	123 (192)	132 (217)	118 (189)	-14 (-28)
重傷病給付金	160	157	163	+6
障害給付金	103	96	88	-8

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区 分	30年度	元年度	2年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	329 (370)	375 (461)	296 (377)	-79 (-84)
支給裁定 (裁定件数)	295 (332)	316 (393)	263 (338)	-53 (-55)
遺族給付金 (裁定件数)	89 (126)	116 (193)	103 (178)	-13 (-15)
重傷病給付金	123	109	98	-11
障害給付金	83	91	62	-29
不支給裁定 (裁定件数)	34 (38)	59 (68)	33 (39)	-26 (-29)

仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	4 (4)	10 (10)	7 (10)	-3 (±0)
------------------------	----------	------------	-----------	------------

- 裁定までに要した期間は平均約7.0か月・中央値約4.7か月
- 1年以内の裁定は85%

2 不支給裁定の理由

(単位：人)

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	18
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	5
犯罪被害に該当しなかった	5
被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった	4
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
合 計	33

3 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	平均	前年度比	最高額
遺族給付金	607,679	-104,462	5,900	-239	22,442
重傷病給付金	24,051	-2,297	245	+3	1,200
障害給付金	193,360	-97,512	3,119	-77	21,888
裁定総額	825,090	-204,271			

(※千円未満四捨五入)

- 申請・裁定件数、裁定総額はいずれも減少
- 減額裁定（被害者数）は79人（前年度比-24人）

4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 12件（前年度比+1件）
- 裁決 11件（前年度比-6件）

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の策定について</p>	<p>令和3年6月3日 生活安全局</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 基本計画について

本基本計画は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）第8条の規定に基づき策定されるものであり、3年を目途に見直しを行ってきたところ。令和3年度からの第5次基本計画については、6月7日開催の「子ども・若者育成支援推進本部」（本部長：内閣総理大臣、本部員：全閣僚）において決定される予定。

2 第5次基本計画において特に留意すべき取組として位置付けられた事項

(1) 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

携帯電話事業者等による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底

(2) 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進

各学校における、コンピュータ等を活用するために必要な環境の整備、これらを適切に活用した学習活動の充実

(3) ペアレンタルコントロールによる対応の推進

ペアレンタルコントロール（青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）に関する保護者への普及啓発、家庭における取組支援等

3 警察の関係する主な施策

(1) SNS等の利用に起因する事犯の取締り、被害防止広報

SNS等の利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の事犯の取締りの推進、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある書き込みに対する広報啓発の推進

(2) 事業者による取組の支援等

「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の主体的な取組の支援、「インターネット・ホットラインセンター」の活用による違法情報等の削除依頼等

(3) 関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等

学校等の関係機関・団体、事業者やサイバー防犯ボランティア等と連携したフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進、児童・保護者に対するインターネットの適切な利用やペアレンタルコントロールの普及に向けた広報啓発の推進

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の状況について

(1) 指定

警察庁においては、令和2年中に4件の特定秘密を指定した（令和2年末現在の特定秘密は計41件）。

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件

※ 令和2年末現在の特定秘密文書等の保有件数
36,853件（都道府県警察保有分を含む。）

(2) 指定の解除

警察庁においては、令和2年中に3件の特定秘密の指定を解除した。

- 部隊の戦術・運用関係 3件

※ なお、令和2年中に7件の特定秘密の指定の有効期間が満了する予定であったところ、そのうち3件については、有効期間の延長を行わなかった（部隊の戦術・運用関係2件、テロリズム関係1件）。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び都道府県警察においては、主に以下のような特定秘密の保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護の状況に関する検査

警察庁及び都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び都道府県警察においては、令和2年中に適性評価を1,152件（うち警察庁331件、都道府県警察821件）実施した。

5 その他

- 令和2年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、近日中に、政府から国会報告が行われる予定。
- 特定秘密保護制度関係の書面手続のオンライン化を可能とするための特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）の一部改正等について、近日中に、閣議決定等がなされる予定。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年6月3日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【6月2日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～746,713人（死亡13,048人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～170,618,208人（死亡3,550,790人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。 7都府県に緊急事態宣言を発出（4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（5月25日）。</p> <p>(2) 4都県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都県の緊急事態措置を終了（3月21日）。 3府県にまん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施（4月5日）。重点措置区域を6都府県に拡大（同月12日）。更に10都府県に拡大（同月20日）。</p> <p>(3) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に3回目となる緊急事態宣言を発出。また、重点措置区域を宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県の7県に縮小（令和3年4月25日）。 北海道、岐阜県、三重県を重点措置区域に追加（5月9日）。宮城県の重点措置を終了（同月11日）。 愛知県（※）、福岡県を緊急事態措置区域に追加。併せて緊急事態措置及び重点措置の実施期間を全ての区域で5月31日までとした（同月12日）。 北海道（※）、岡山県、広島県を緊急事態措置区域に追加し、実施期間を5月31日までとするとともに、群馬県、石川県、熊本県を重点措置区域に追加し、実施期間を6月13日までとした（5月16日）。 愛媛県の重点措置を終了（5月22日）。沖縄県（※）を緊急事態措置区域に追加し、実施期間を6月20日までとした（5月23日）。 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県における緊急事態措置及び埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県における重点措置の実施期間を6月20日までとした（6月1日）。 ※愛知県、北海道及び沖縄県は重点措置区域から緊急事態措置区域に変更。</p> <p>(4) 現在、159か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。 さらに、新たな措置として、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		